

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年12月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）東三田マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション
取締役 岡 正徳

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）東三田マンション計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区東三田三丁目10番ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の建設

（2）内容

ア 区域面積	55,916.17㎡
イ 計画人口（計画戸数）	2,435人（771戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）公園	3,354.98㎡
（イ）公益用地（緑地）	2,050.13㎡
（ウ）住宅棟	10,829.26㎡
（エ）駐車場棟	5,287.43㎡
（オ）通路、広場	13,246.47㎡
（カ）緑化地	14,426.37㎡
（キ）車路、屋外駐車場	3,514.07㎡

(ク)専用庭	1,460.27 ² m
(ケ)駐輪場	1,519.74 ² m
(コ)その他	227.45 ² m

エ 建築計画

(ア)構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
(イ)階数	地上15階,地下1階
(ウ)高さ	44.98m
(エ)建築面積	17,878.37 ² m
(オ)延床面積	91,157.52 ² m

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成17年3月

完了予定：平成19年3月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年12月20日(月)から平成17年2月2日(水)まで

(2) 場 所

多摩区役所、多摩区役所生田出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所及び本庁
(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。